

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 ビジネス VPN (SEIL) (以下「本サービス」といいます。) は株式会社インターネットイニシアティブ (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (加入契約申込みの方法)

加入契約の申込みをすることは、当社所定の御申込書を、契約事務を行う USEN GATE 02 取扱所に提出していただきます。

第6条 (加入契約申込みの承諾)

当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の加入御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 特定協定事業者約款、「インターネットサービス約款」第 19 条 (禁止事項) の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 利用申込者が、当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがある

と当社が判断したとき。

- (7) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
 - (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月1日から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払って頂きます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第8条 (申込みの取消し)

利用申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、初期費用相当額の一時金を支払うことにより、加入契約の申込みを取消することができます。

第9条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日の翌月1日から起算して1年間とし、当該最低利用期間内に、当社との加入契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払って頂きます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第10条 (契約者が行う加入契約の解除)

契約者は、自ら加入契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し加入契約を解除するものとします。

第11条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第12条 (個人情報の共同利用)

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第13条 (個人情報の委託)

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第14条 (反社会的勢力に対する表明保証)

加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会

的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

<http://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/>

サービス名	対応する特定協定事業者約款
USEN GATE 02 ビジネス VPN (SEIL) サービス	IIJ インターネットサービス約款 IIJ ソリューションサービス契約約款 IIJ SMF sx サービス利用規約
ウルトラセンドバックサービス	個別規程 ウルトラセンドバックサービス
管理用 PPPoE アカウントサービス	個別規程 管理用 PPPoE アカウントサービス

2. 料金表 (すべて税抜き表示)

第1表 初期費用・基本利用料

品目	単位	初期費用	月額費用
マネジメント	エントリ	サービスアダプタ 1 台あたり	3,000 円
	スタンバイ	スタンバイ用 サービスアダプタ 1 台あたり	3,000 円
アダプタ レンタル	SEIL/B1	サービスアダプタ 1 台あたり	3,800 円
	SEIL/X1	サービスアダプタ 1 台あたり	6,800 円
	SEIL/X2	サービスアダプタ 1 台あたり	22,800 円
	SEIL/BPV4	サービスアダプタ 1 台あたり	9,800 円

第2表 付加サービス料

第2-1表

品目	初期費用	月額費用	変更手数料
ウルトラセンドバックサービス (24 時間 365 日オンサイト保守オプション)	3,000 円	1,200 円	3,000 円
ウルトラファイアウォールオプション	15,000 円	21,000 円	-
管理用 PPPoE アカウントサービス	2,200 円	500 円	-

第2-2表 FiberAccess/F料

品目	サービスメニュー		初期費用	月額費用 (利用可能 IP アドレス)					
				1/256C	1/64C	1/32C	1/16C	1/8C	1/4C
ファミリー・マンションタイプ	Bフレッツ	ニューファミリータイプ/ファミリー100タイプ/ハイパーファミリータイプ/マンションタイプ/ビルタイプ/ワイヤレスタイプ	10,000円	14,000円	21,000円	35,000円	42,000円	-	-
	フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ/マンションタイプ/ファミリー・ハイスピードタイプ/マンション・ハイスピードタイプ/ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集/マンション・スーパーハイスピードタイプ 集/ギガファミリー・スマートタイプ/ギガマンション・スマートタイプ							
	フレッツ光ライト	ファミリータイプ/マンションタイプ							
ベーシックタイプ	Bフレッツ	ベーシックタイプ	10,000円	28,000円	35,000円	42,000円	63,000円	-	-
	フレッツ光ネクスト	プライオ1							
ビジネスタイプ	Bフレッツ	ビジネスタイプ	10,000円	49,000円	63,000円	84,000円	105,000円	160,000円	190,000円
	フレッツ光ネクスト	ビジネスタイプ/プライオ10							
光プレミアム	フレッツ・光プレミアム	ファミリータイプ	10,000円	14,000円	21,000円	35,000円	-	-	-
ファミリー・マンションタイプ		マンションタイプ							
光プレミアム	フレッツ・光プレミアム	エンタープライズタイプ	10,000円	49,000円	63,000円	84,000円	105,000円	160,000円	190,000円
エンタープライズタイプ									

第3表 一時金

料金種別	単位	料金額
サービスアダプタの亡失および毀損に係るもの	サービスアダプタ1台あたり	実費

加入契約の申込みの取消しに係るもの	1契約ごと	初期費用相当額（課税対象外）
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス		当社の提供するサービス	
IIJ SMF sx サービス		USEN GATE 02 ビジネス VPN (SEIL) サービス	
マネージメント	エントリ	マネージメント	エントリ
	スタンバイ		スタンバイ
アダプタレンタル	SEIL/B1	アダプタレンタル	SEIL/B1
	SEIL/X1		SEIL/X1
	SEIL/X2		SEIL/X2
	SEIL/BPV4		SEIL/BPV4